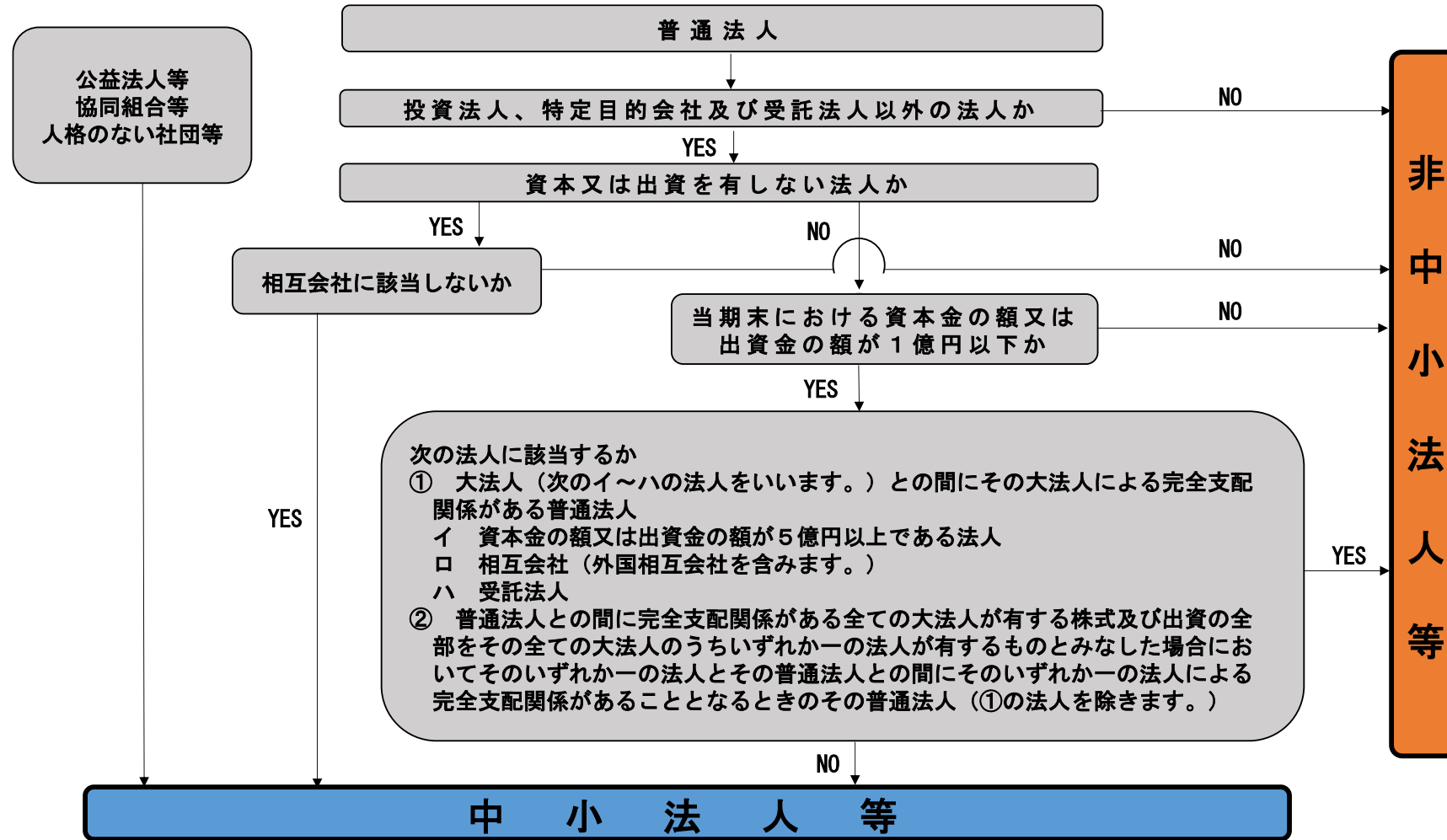


3 別表七(一)における中小法人等の判定

中小法人等に該当する場合、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります(法57⑪)。

⇒ 中小法人等に該当するかどうかは、次により判定することができます。



(注) 1 適用除外事業者の判定は必要ありません。

2 一定の要件を満たす投資法人及び一定の要件を満たす特定目的会社については、欠損金額の控除限度額は控除前所得金額となります(法57⑪、措置法67の14①②、67の15①②)。